

## 令和10年度(2028年度)から 学校徴収金の仕組みが変わります!

～ 学校徴収金の公会計化について ～

吹田市では、令和5年度(2023年度)に先立って小学校給食費を公会計化※1しましたが、学校徴収金については私会計※2のまま、教育委員会事務局で徴収管理業務の一部を担ってきました。

しかし、学校徴収金会計の透明性の確保や保護者負担の在り方、学校徴収金業務の運用方法や滞納整理の手法等において様々な課題があり、また、包括外部監査や議会より指摘を受けたことから、これらの課題を解決するため、学校徴収金の内容を整理・精査の上、令和10年度(2028年度)から学校徴収金の公会計化を進めていくこととしました。

※1 公会計とは、学校徴収金を吹田市の歳入歳出予算として計上し、議会の議決を得た上で、市が徴収、管理することです。

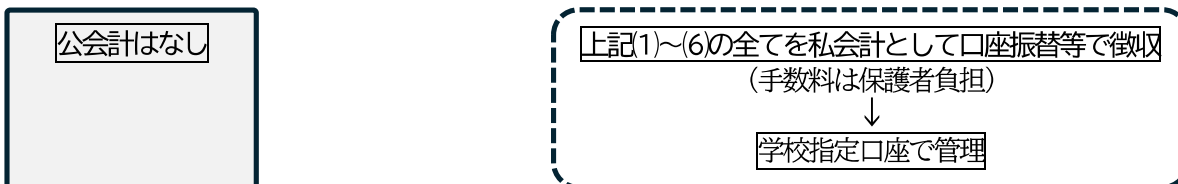
※2 私会計とは、吹田市の歳入歳出予算として計上せず、民間の会計基準と同様の仕組みで徴収、管理を行うことです。

### 1 学校徴収金の公会計化へのイメージ

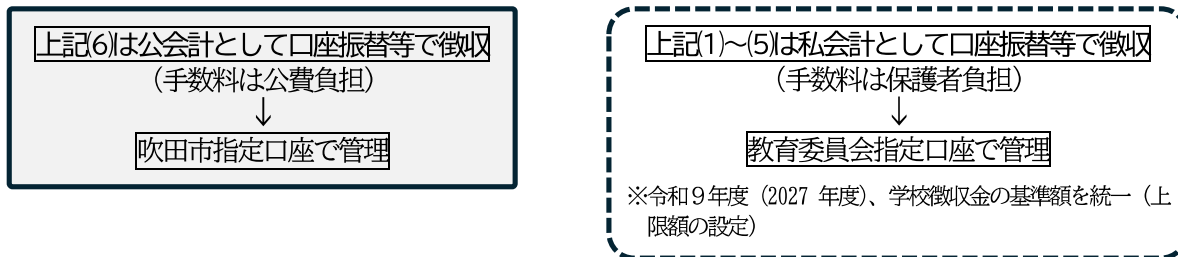
教材費等の学校徴収金等

- (1) 教材費 (2) 修学旅行等積立金 (3) 日本スポーツ振興センター掛金 (4) PTA会費  
(5) 生徒会費(中学校のみ) (6) 給食費(小学校のみ) ※学校徴収金は1(2)(3)(5)

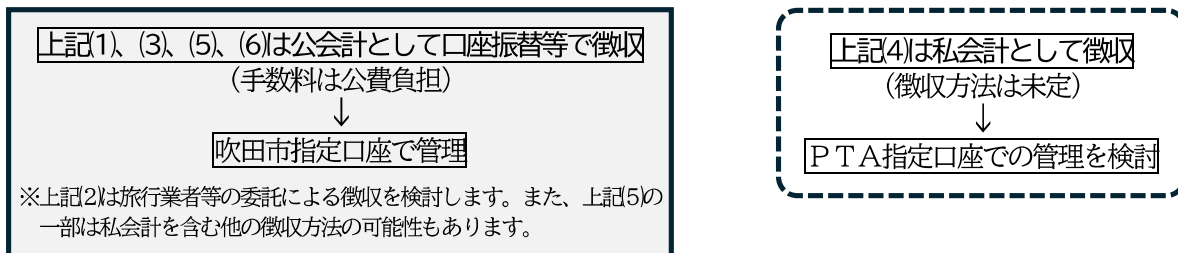
【令和4年度(2022年度)まで】



【令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)まで】



【令和10年度(2028年度)から】



## 2 学校徴収金の公会計化の目的

### (1) 学校徴収金会計の透明性の確保に対する課題

市の歳入歳出予算に計上することで、議会での予算審議や定期的な監査を受けることにより、会計の透明性を高めることができます。

### (2) 保護者負担の在り方に対する課題

学校徴収金の統一的な基準額（上限額）の設定等により、保護者負担の平準化を図ることが可能となります。

### (3) 学校徴収金業務の運用方法の課題※3

未納が発生した場合、将来的に資金不足となる現在の運用から、市の歳出予算とすることで滞納整理を進めながら柔軟に対応することが可能となります。

### (4) 滞納整理の手法等の課題※4

本市の債権管理の枠組みにより、法的措置を含めたより強固な滞納整理の実施が可能となります。

※3 公会計化までは、公費貸付により対応します。 ※4 公会計化までの間においても法的措置の手法を検討します。

## 3 学校徴収金の公会計化までのスケジュール

### (1) 令和8年度（2026年度）

令和10年度（2028年度）からの公会計化に向けて、令和9年度（2027年度）から公会計とする学校徴収金の基準額を先行して統一化（上限額の設定）をすることから、内容の精査・見直しを行い、保護者負担の考え方について整理を進めます。

### (2) 令和9年度（2027年度）

内容を精査し、公会計へ移行する学校徴収金の基準額の統一化（上限額の設定）を行います。

### (3) 令和10年度（2028年度）

令和9年度（2027年度）の基準額を基本として、公会計による学校徴収金の運用を開始します。

## 4 その他

具体的な詳しい内容については、令和9年度（2027年度）に再度お知らせする予定です。

<問合せ先>

〒564-0027 吹田市朝日町3番415号

吹田市教育委員会事務局 学校教育部学校教育室

電話：06-6155-8137